

(仮称)景観とみどりの基本計画の構成案

章		項	概要	景観計画（景観法第8条）	緑の基本計画（都市緑地法第4条）
1	計画の概要	計画の背景・目的	・計画策定の背景・目的（世界の動向（SDGs等）や国・県の動向） ・市における「景観」と「みどり」の定義・必要性・役割 ・緑の基本計画・景観計画とは ・本計画の位置づけ（上位・関連計画の整理）		・緑の基本方針や緑の広域計画を勘案して策定することを明記 ・気候変動対策、生物多様性の確保、Well-beingの向上等の動向を明記 ・「緑の基本計画×グリーンインフラガイドライン（案）」を参考とすることを明記
		計画の構成			
		計画期間			
		対象とする地域	特に、景観計画として対象とする区域を示す	景観計画区域	
2	景観やみどりがもたらす効果		良好な景観やみどりがもたらすことが期待される、多様な効果について示す		
3	白井市の景観・みどりの特性		・各種資料・情報の分析や上位関連計画との関係、現地調査等から、白井市が置かれている現状や計画策定の意義等を整理する	—	—
4	白井市の景観・みどりの課題		課題を示す		
5	計画の基本理念		理念を示す		
6	白井市の景観形成及びみどりの保全・整備の基本方針		目標や将来像を実現するための取組方針を示す		
		（方針1）豊かな生活環境をもたらす景観とみどりを形成する	景観とみどりの基本方針図（図）を示す		②緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項）
		（方針2）生活に身近で豊かな自然環境を保全・活用する	景観とみどりの基本方針図（図）を示す		②緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項）
		（方針3）白井固有の歴史・文化・農の資源を継承する	景観とみどりの基本方針図（図）を示す		②緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項）
		（方針4）周辺環境に配慮した新たな景観・みどりを創出する	景観とみどりの基本方針図（図）を示す		②緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項）
		（方針5）景観とみどりづくりの担い手とつなぎ手を育成する	景観とみどりの基本方針図（図）を示す		②緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項）
7	基本方針に基づく施策と具体的な取組	基本方針に基づいた取組・事業を示す（構成要検討） ※基本方針毎、もしくは地域毎に整理 ※以下の項目は盛り込む必要あり			
		景観計画における行為の制限等に係る取組や考え方	景観計画における行為の制限等につながる取組や考え方を整理		
		緑化の推進の施策に関する事項	目標を実現するための公園や緑地に関する整備、施策、方針及び施策の展開方策について定める		③緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項
		市町村の設置に係る都市公園の整備及び管理に関する事項	市町村の設置に係る都市公園の整備及び管理の方針、配置計画、具体的な整備及び管理の内容、官民連携の方針等を定める		④市町村の設置に係る都市公園の整備及び管理に関する事項
		緑の基本計画における指定等に係る取組や考え方	緑の基本計画における指定等につながる取組や考え方を整理		
8	景観計画における行為の制限等	景観形成方針	良好な景観形成のための基本的な考え方	②景観形成に関する方針	
		良好な景観形成のための行為の制限に関する事項	景観形成基準 色彩基準	④良好な景観形成のための行為の制限（届出対象行為・景観形成基準など）	
		景観重要建造物・木の指定方針	指定の方針、指定基準、保全・活用の方針	③景観重要建造物（樹木）の指定方針	
		屋外広告物の表示等に関する事項	屋外広告物の景観誘導の考え方、色彩基準などの制限について説明	⑤その他の必要とされる事項（屋外広告物による景観づくり、公共施設による景観づくり、景観農業振興地域整備計画等）	
		公共施設による景観づくりに関する事項	指定の方針、指定基準、保全・活用の方針	⑤その他の必要とされる事項（屋外広告物による景観づくり、公共施設による景観づくり、景観農業振興地域整備計画等）	
9	緑の基本計画における指定等	緑地保全地域内の保全に関する事項	緑地保全地域における行為の規制又は措置の基準、緑地を保全・活用するために必要となる施設等を定める		⑤緑地保全地域内の保全に関する事項
		特別緑地保全地区内の緑地に関する事項	特別緑地保全地区（決定済の地区、又は決定予定の地区）について保全に関する事項等を特に定める		⑥特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項
		生産緑地地区内の緑地に関する事項	生産緑地地区内の指定、買取りの方針等を定める		⑦生産緑地地区内の緑地の保全に関する事項
		保全配慮地区における緑地の推進に関する事項	地域全体の緑化を効率的・総合的に推進するために講じる施策について定める		⑧保全配慮地区及び当該地区における緑地の保全に関する事項
		緑化地域における緑化の推進に関する事項	地域全体の緑化を効果的・総合的に推進するための施策を定める		⑨緑化地域における緑化の推進に関する事項
		緑化重点地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項	必要に応じて緑化重点地区を定める ・緑化重点地点における緑化施策		⑩緑化重点地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項
10	計画の進め方	推進体制	推進体制について説明		
		成果指標	本計画が目指す目標を示す	—	①緑地の保全及び緑化の目標